平成２７年（フ）第２５８号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸441番地７
債務者　戸田　真澄
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２６３号
群馬県伊勢崎市境下武士489番地　ディ・モルティＢ202
債務者　荒木　和正
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
群馬県富岡市上丹生2261番地２
債務者　茂木　澄子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７００号
千葉市若葉区みつわ台５丁目18番１棟210号
債務者　鈴木　麻里
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２５号
千葉県市原市八幡2023―10、住民票上の住所　千葉県市原市東国分寺台５丁目２番地10　メゾンドソレイユ205
債務者　内田　香菜（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４０号
千葉県市川市若宮３丁目21番10号
債務者　淺田　茂夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７４号
千葉県八千代市桑橋881番地
債務者　菅原　微笑
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
新潟県燕市佐渡139番地13
債務者　土田あす香
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第７８３号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２　２号棟424
債務者　市川　大輔
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７０号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地20―205
債務者　宮本　真人
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１６号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目８番地の12
債務者　石川　利一
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７０号
愛知県豊川市東曙町149番地、住民票上の住所愛知県豊川市美幸町１丁目60番地
債務者　加納　喜信
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８１０号
東京都府中市緑町３丁目30番地の10キャッスルコートＢ205
債務者　佐藤実穂子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１７号
東京都東村山市本町４丁目16番地本町アパート16―603
債務者　木村　とき
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
栃木県那須塩原市北二つ室350番地、前住所栃木県那須塩原市東三島１丁目104番地196
債務者　山崎恵美子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第７９６号
東京都西東京市ひばりが丘北４丁目３番10号ドリームハイツ本橋103号
債務者　前田　培子（旧姓赤尾）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８４号
静岡県浜松市南区渡瀬町14番地　マンションカズ　205
債務者　齊藤　順史
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係